

資料4—6 那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

○那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

平成25年11月16日

告示第115号

改正 令和2年2月20日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害の発生により自ら居住していた住宅に被害を受けた者(法人を除く。以下「被災者」という。)が、被災住宅の再建等のために必要な資金(以下「再建等資金」という。)の借入に係る利子について、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号)及びこの告示の定めるところにより、その一部を補助することにより被災者の住宅再建を円滑に行うこととする目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1項に規定する自然現象により生ずる被害であって、町長が指定する災害をいう。
- (2) 金融機関等 銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構その他金融機関
- (3) 毎月払い借入金 再建等資金の借入者と金融機関との間の金銭消費貸借契約(以下「金消契約」という。)に定められた毎月払いの償還に係る借入金
- (4) 6箇月払い借入金 金消契約で定められた6箇月払いの償還に係る借入金
- (5) 儻還日 金消契約で定められた償還日
- (6) 全壊 町発行のり災証明上の全壊家屋
- (7) 大規模半壊 町発行のり災証明上の大規模半壊家屋
- (8) 半壊 町発行のり災証明上の半壊家屋
- (9) 一部損壊 町発行のり災証明上的一部損壊家屋

(利子補給対象者)

第3条 利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、賃貸に供する住宅を除く。

- (1) 被災者であって、町内において、自ら居住するための住宅を建設又は購入若しくは補修する者
- (2) 自ら居住していた住宅が、全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊の被害を受けた者
- (3) 金融機関等から再建等資金(住宅金融支援機構については、災害復興住宅融資に限

資料4—6 那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

る。)の貸付を受けた者

(4) 町が指定する期日までに本告示に基づく交付申請を行う者

(利子補給対象限度額)

第4条 利子補給の対象限度額は、1,000万円を限度とする。

2 借入額が1,000万円に満たないときは、当該借入額を限度とする。

3 借入額が100万円未満のときは、補給対象としない。

(利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、金融機関の第1回償還日から5年間とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、毎月払い借入金の額及び6箇月払い借入金の額それぞれを10万円で除した数値に別に掲げる数値を乗じて得た額を合計した額とする。

2 1回に交付する利子補給金の額は、前項で算出した限度額を毎月払い借入金においては60、6箇月払い借入金においては10でそれぞれ除した額の1円未満の額を切り捨てた額とする。

(利子補給金の交付時期)

第7条 利子補給金の交付は、4月の年1回とする。

(利子補給申込及び通知)

第8条 利子補給の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査するとともに、利子補給の可否を決定し、那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金決定(不決定)通知書(様式第2号)(以下「決定(不決定)通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 申請者は、前条の申込みを行った後で、借入内容に変更があったときは、那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金変更届(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(利子補給金決定の変更)

第10条 町長は、前条の届出により第8条第2項の決定(不決定)通知書の内容に変更を生じたときは、那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金変更決定通知書(様式第4

資料4—6 那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

号)により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第11条 第8条第2項の規定による利子補給の決定を受けた申請者は、自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付申請書(兼実績報告書)(様式第5号)に取扱金融機関の当該申請年度末の償還状況に関する証明書を添付して、毎年3月31日までに町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付の条件)

第12条 町長は利子補給金の交付について、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、届出書(様式第6号)によりその旨を直ちに町長に報告しなければならない。
 - ア 借入金の繰上償還を行った場合
 - イ 申請者の氏名、住所又は利子補給金振込口座の変更があった場合
 - ウ 儻還金の償還を行わなかった場合
 - エ その他町長が必要と認める場合
- (2) 繰上償還を行った後の利子補給金額は、繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金から繰上償還額を減じた額とし、当該額が零又は負の数値となる場合においては利子補給を打ち切るものとする。
- (3) 金融機関に対する割賦償還金の延滞があった場合は、償還がなされるまでの間利子補給の交付を停止する。

(利子補給の決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、利子補給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利子補給を受けたとき。
- (2) 借入金又は利子補給金を目的以外に使用したとき。
- (3) 借入金の償還をしなかったとき。
- (4) 前条に規定する報告を正当な理由なく怠ったとき。
- (5) 住宅建設資金により取得した住宅の全部又は一部を他人に貸し付け、若しくは売却したとき。
- (6) 申請者が死亡したとき。
- (7) 申請者が辞退したとき。

資料4—6 那須町自然災害被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

(8) その他町長の指示等に従わなかったとき。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月15日から適用する。

附 則(令和2年2月20日告示第21号)

この告示は、告示の日から適用する。